

公益同盟戦争

ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世との相補関係

上田耕造

1 公益同盟戦争

1465 年 3 月 6 日ルイ 11 世(在位 1461-1483 年)は、ブルボン公ジャン 2 世(公位 1456-1488 年)に一通の手紙を送った。

「我が兄弟よ。月曜日に私はここを発ち、朝にはノートル＝ダム・デュ・ボンに向けて旅立った。そして、私が出発してすぐ、半時間後に、私の弟のベリー公が、私の知るところなく、オデ・デイディをつれて出て行き、ブルターニュに向かった。誰がそのような仕向けたのかは知らない。こちらでは、もしうまくいけば、彼を見つけられるだろう。そこで、貴公には、かつての私に対する奉仕のように、即座にこの手紙に目を通し、騎馬に乗り、私のもとに駆けつけてほしい。私に背くようなことがないように望む。さらに貴公には、100 ランスの部隊を整えてほしい。それを行うのは私生児に任せ、貴公はすぐに私のもとに来てほしい。貴公の部隊が整い次第、私は彼らに給与を払おう。」⁽¹⁾

ルイ 11 世は、ブルターニュ公フランソワ 2 世(公位 1458-1488 年)やベリー公であり王太弟であったシャルルたちが、何かしらの行動を起こそうとしていることに気づいていた。そこで、ブルボン公に支援を求めたのだが、返答は期待していた内容とは全く異なっていた。

「親愛なる我が君へ。かつての国王殿に代わって今の国王殿の治世開始より、王国の物事は理性よりも意志によって扱われ、結果、権力の濫用、抑圧、過ち、強欲、そしてその他の絶えることのない多くの災いが起き、さらに今も毎日行われています。それは、教会人や貴族と同様に、貧しい身分の者に対してもあらゆる形で降り掛かっています。長い我慢の生活と多くの重大な悪事、被害、そして取り返しのつかない不都合にさらされていた、フランスの血統諸侯、すなわちベリー公、シチリア王、そして我々の弟シャルル、カラブ

(1) *Louis XI: lettres choisies*, Michel Zink (éd.), Paris, 1996, pp. 113-114.

ル殿、我らの従兄ブルターニュ公、ニモール殿、アルマニャック伯、サン＝ポール伯、デュノワ伯、ルブレ殿、そして彼らとともに、王国内のその他の多くの貴族たちは、皆が既に知っているように、先に述べたことについて話し合っており、この先、もし、何かしらの適切な方策が施さなければ、彼らが王国と公の事柄を掌握するでしょう。もし、完全な愛と熱意に満ち、同じ志と良心を持つ者たちが協力し、王国内の蓄えと秩序、治安、司法組織を取り戻そうとするなら、王国内でなされている全ての課税と不当な権力乱用、強奪、略奪や、その他の暴力行為に対抗し打ちのめすことができるでしょう。⁽²⁾」

ブルボン公ジャン2世は、ルイ11世の行動に不満を抱くとともに、他の諸侯たちとも通じていた。そして国王から手紙が届けられたことをきっかけに、異議申し立てを行ったのである。国王軍と諸侯軍との戦闘は、これを契機に始まることになる。回想録作家フィリップ・ド・コミーヌ Philippe de Commines によると、諸侯たちの行動は、ルイ11世の国政主導によってもたらされた、王国の荒廃を立て直すために取られたものであり、王国の利益、すなわち「公益 Bien Public」のためと称して起こされた反乱であったと述べている。⁽³⁾ ゆえに、この出来事は公益同盟戦争と呼ばれる。

簡単に公益同盟戦争の経過を記しておこう。⁽⁴⁾ 戦況は一進一退であった。ブルボン公の軍隊とルイ11世の軍隊とが衝突したブルボネ地方の戦闘では、国王軍が勝利をおさめるが、ブルジュは反乱軍の勢力下に落ちることになる。次に、両軍の対決はパリ南方モンテリーに移され、ここで激しくぶつかりあうのだが、結局ははっきりとした決着がつけられることがなかった。その後、パリ、ルアンでの攻防が繰り返される。両軍のせめぎ合いが続く中で、妥協の姿勢を示したのは国王であった。ルイ11世は、諸侯たちと会談の場を持ち、彼らの要求を満たしていく。こうして公益同盟戦争は、一旦終了することになる。

2 ルイ11世とブルボン公ジャン2世

ルイ11世は1461年7月父王シャルル7世（在位1422-1461年）の死去にともない王位を継承していた。ランスでの戴冠式を無事に終えると、新国王はすぐに父王に仕えていた者たちを宮廷から排除する。ブルボン公はその中の一人であった。空いたポストには、自らの近い者たちを就任させていく。新たな陣営で王国の運営を行おうとするのである。しかし、国王の独断の人事と寵臣政治は、これまで国政に深く関与してきた諸侯、そして排除された貴族らの不

(2) Jules Quicherat, *Lettres, mémoires, instructions et autres documents relatifs à la guerre du Bien Public en l'année 1465, dans les Mélanges historiques (collection de documents inédits sur l'histoire de France)*, M. Champollion-Figeac (éd.), t. II, Paris, 1843, pp. 196-197.

(3) Philippe de Commines, *Mémoires*, J. Blanchard (éd.), Paris, 2004; Jean Favier, *Louis XI*, Paris, 2001, p. 58.

(4) 公益同盟戦争の経過に関しては、以下のものを参照した。Thomas Basin, *Histoire de Louis XI*, Ch. Samaran (éd.), t. I, Paris, 1963, pp. 187-229; P. de Commines, *Mémoires*, pp. 65-117; Henri Stein, *Charles de France, frère de Louis XI*, Paris, 1919, pp. 45-134; Pierre-Roger Gaussin, *Louis XI: le roi méconnu*, Paris, 1978, pp. 226-232; J. Favier, *Louis XI*, pp. 447-510.

満を煽ることになる。同じ境遇にある者たちは、秘かに同盟関係を構築してゆき、最終的には公益を掲げて反乱を起こすに至るのである。⁽⁵⁾

反乱の結果、譲歩を強いられたのは国王であり、有利な結果を得たのは諸侯たちであった。王太弟シャルルは、アパナージュとしてノルマンディ地方を獲得し、ブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボン（公位 1419-1467 年）は国王に売り渡していたソンム諸都市を取り戻すことに成功する。他の諸侯たちも、それぞれ国王と交渉を重ね、年金の増額や新たな役職、そして特権などを手にすることになる。⁽⁶⁾しかし、これには続きがあった。ルイ 11 世の譲歩によって要求が満たされた諸侯たちは、同盟を解散し、体制の転換を求めるのをやめ、王権の勢力下に自らの身を置くようになる。するとルイ 11 世は、取り込んだ諸侯の力を利用して、交渉の末に譲り渡したはずのものを徐々に回収していく。例えば、1466 年には王太弟シャルルに与えたノルマンディ地方を、軍事力をもって奪い返す。⁽⁷⁾さらに、王権の支持者となる諸侯とは逆に、王権から距離を取り、さらには王国からの独立をはかろうとしていたブルゴーニュ公シャルル・ル・テメレール（公位 1467-1477 年）は、その後、ルイ 11 世が張り巡らせた政策に絡め取られる形で、1477 年アヌシーで戦死する。公の死去にともない、ブルゴーニュ公領とピカルディ地方は王領に統合される。⁽⁸⁾こうした一連の動きから、ルイ 11 世が公益同盟戦争を終結させる際に行ったすべての譲歩は、一時的なものでしかなく、同盟を解体させて、諸侯を自らの統制下に引き込むための懐柔策であったとされる。⁽⁹⁾

一般的にルイ 11 世治世は、中世から近世への転換期、あるいは過渡期として扱われ、絶対王政の萌芽が見られる時期とされる。⁽¹⁰⁾王国軍の充実、国庫の増大、さらには農業改革や郵便制度など、22 年に渡る治世の中で、フランス王国は国家的な発展に向かい、王権が強化される基盤が築き上げられた。⁽¹¹⁾一方、王権の伸張に反比例する形で、勢力を失うのが諸侯たちであった。14 世紀後半から、諸侯たちは国政を担う顧問官 *conseiller* の役職や、時には王権を代行する役割を得ることで、王国運営に深く関わっていく。同時に彼らは、婚姻政策や買収によって

(5) Pierre-Roger Gausson, «Les conseillers de Louis XI (1461-1483)», dans B. Chevalier et P. Contamine (éds.), *La France de la fin du XV siècle: Renouveau et apogée*, Paris, 1985, pp. 105-134.

(6) 公益同盟戦争の結果に関しては、以下のものを参照した。T. Basin, *Histoire de Louis XI*, t. I, pp. 187-229; P. de Commynes, *Mémoires*, pp. 65-117; H. Stein, *Charles de France*, pp. 102-134; J. Favier, *Louis XI*, pp. 449-510; Henri Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon: duc de Bourbonnais et d'Auvergne 1426-1488*, Paris, 1944, p. 127-138.

(7) T. Basin, *Histoire de Louis XI*, t. I, pp. 249-255; P. de Commynes, *Mémoires*, pp. 118-119; J. Favier, *Louis XI*, pp. 519-524.

(8) Bernard Schnerb, *L'État bourguignon 1363-1477*, Paris, 1999, pp. 426-427.

(9) J. Favier, *Louis XI*, pp. 922-923. また、クロード・ゴヴァールは公益同盟戦争を失敗とみなすとともに、回顧主義者の死という評価を下している。Claude Gauvard, *La France au Moyen Âge du V au XV siècle*, Paris, 1996, pp. 494-496.

(10) P.-R. Gausson, *Louis XI*, pp. 444-448. クロード・ゴヴァールが著したフランス中世の概説書においても、ルイ 11 世治世を絶対王政の萌芽期と捉えている。C. Gauvard, *La France au Moyen Âge*, pp. 489-491.

(11) ルイ 11 世治世の財政に関しては、Jean-François Lasselmonie, «La politique fiscale de Louis XI (1461-1483)», dans Société des Historiens Médiévistes de l'Enseignement Supérieur Public, *L'argent au Moyen Âge*, Paris, 1998, pp. 255-265. 軍事に関しては Philippe Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen Âge: études sur les armées des rois de France (1337-1494)*, t. I, Paris, 1972, pp. 278-290. 都市に関しては Bernard Chevalier, *Les bonnes villes, l'État et la société dans la France de la fin du XV siècle*, Orléans, 1995, pp. 169-200 が詳しい。

支配圏を拡大させ、所領の中に会計検査院 *chambre des comptes* や上訴法廷 *cour d'appel* を創設し、バイイ *bailli* を派遣して地方の管理にあたらせる。こうして築かれた独自の統治組織を備えた枠組みは、「諸侯国家 *État princier*」⁽¹²⁾と呼ばれる。しかし、14 世紀末から 15 世紀にかけて独自の成長を遂げてきた「諸侯国家」も、諸侯が勢力を失うとともに、徐々に王国の下部組織に組み込まれていくとされる。公益同盟戦争は、こうした王権の伸張と諸侯勢力の衰退の節目であった。⁽¹³⁾

ブルボン公ジャン 2 世は、まさに国王の懐柔策に取り込まれた諸侯とされる。⁽¹⁴⁾冒頭の手紙でみたように、公は公益同盟戦争の戦端を開き、国王軍と戦いつづける。しかし、ルイ 11 世との交渉で、求めていたすべてが満たされると、立場を一転させて、今度は国王の軍隊として働くようになる。まずはルイ 11 世によって進められたノルマンディ地方の奪還作戦に参加し、さらにはブルゴーニュ公シャルル・ル・テメレールに対して繰り広げられる、数々の戦闘においても指揮をとる。⁽¹⁵⁾一方、ルイ 11 世側も、公益同盟戦争を転機にブルボン公ジャン 2 世を重用するようになるのである。

国王からの寵を受けるようになるこの時期、「ブルボン国家 *État bourbonnais*」と呼ばれるブルボン公の所領では、統治組織の成熟が見られる。中世後期のブルボン公を中心に研究を進めるオリヴィエ・マッテオーニ *Olivier Mattéoni* は、1440 年から 1480 年にかけて、「ブルボン国家」内で働く役人が増加し、さらには役職が専門分化していくことから、ブルボン公の所領はより機能的な組織体へと発展を遂げるとしている。⁽¹⁶⁾成長を続ける「ブルボン国家」は、1523 年に反逆罪でブルボン公シャルル 3 世（公位 1505-1523 年）が訴えられ、所領が没収されるまで存続するのである。⁽¹⁷⁾

ルイ 11 世治世を通じて発展を続け、近世の初頭まで生き残るのが「ブルボン国家」でありブルボン家である。しかし、ブルボン公の存在がブルゴーニュ公のように王国の危険分子と見なされることはない。ブルボン公は常に王権に付き従う者として扱われ、「ブルボン国家」も王国の一部のように捉えられる。その理由はしばしばブルボン公の財政的、あるいは軍事的な弱さからもたらされる王権への依存、さらには公自身の従属性の高さや、あるいは独立心のなさなどで説明される。⁽¹⁸⁾だが、果たしてそれだけで説明がつくだろうか。

佐藤賢一氏は、中世末期のフランス軍制を扱った論文で、王国軍事を任されるブルボン公が、

(12) André Leguai, «Un aspect de la formation des États princiers en France à la fin du moyen âge: les réformes administratives de Louis II, duc de Bourbon», *Le Moyen Âge*, N°70, 1964, pp. 49-72.

(13) André Leguai, «Les <États> princiers en France à la fin du moyen âge», *Annali della fondazione italiana per la storia amministrativa*, N°4, 1967, pp. 133-157.

(14) André Leguai, «Louis XI et le Bourbonnais», *Bulletin des Amis de Montluçon*, 3^e série, 23, 1972, pp. 9-28; H. Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon*, pp. 133-138.

(15) T. Basin, *Histoire de Louis XI*, t. I, pp. 249-255; H. Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon*, pp. 163-172.

(16) Olivier Mattéoni, *Institutions et pouvoirs en France XIV-XV siècles*, Paris, 2010, pp. 33-51.

(17) André Leguai, «Les changements de mentalité vis-à-vis du connétable de Bourbon», *Bulletin de la Société d'Émulation du Bourbonnais*, 1996, pp. 286-293.

(18) A. Leguai, «Les <États> princiers en France à la fin du moyen âge», pp. 133-157.

国王に対していつまでも従順であつたであろうかという疑問を投げかけ、ブルボン公が国王の敵対者となる可能性を提示している。⁽¹⁹⁾ これまで、ブルボン公は常に王権の統制下に治まり、国王の対抗勢力とはなり得ないとするのが自明の前提となっており、公が持つこうした可能性に配慮がなされることはなかった。だが、ブルボン公は実際に公益同盟戦争で、兵を国王に向けている。さらにいえば、1440 年にもプラグリーの乱で反乱を主導し、自らの軍を国王軍に対峙させている。⁽²⁰⁾ 二つの反乱は、財政的に王国に依存しているようだが、あるいは国王軍と自軍に力の差があろうが、必要なときには動かすことのできる軍隊を保持しており、必要なときにその力を用いるという事実を示している。つまり、ブルボン公がいつまでも国王に従順である保証はどこにもなく、逆に敵対者になる可能性を大いに秘めていたといえるであろう。

そこで改めて考え直さねばならないのが、ブルボン公ジャン 2 世が国王に従属する理由と、ルイ 11 世がブルボン公を重用した理由である。ブルボン公が軍を国王に向けることなく、また国王がブルボン公を信頼し続けたということは、互いに満足いく状態を保っていたからであろう。つまり、両者の間には何かしらの合意点が存在していた。そして、二人の間で、この合意点が導きだされたのが、まさに公益同盟戦争後に行われた両者の交渉においてであったと考えられる。これまで、国王のブルボン公に対する譲歩は、懐柔策の一環であり、公を取り込むための一つの手段とされてきたことから、交渉の結論には、両者のどのような意図があり、またどのような意味が込められていたのかが、詳しく扱われることはなかった。対話の末に導きだされた合意点の内容を検討することで、当該期におけるブルボン公とルイ 11 世とのより具体的な繋がりが見えてくるであろう。

以上の検討を通じてなされるブルボン公ジャン 2 世への再評価は、これまで単に王権に取り込まれる存在としてしか扱われてこなかった中世末期の諸侯像に、別の見解をもたらせるであろう。また同時に、それは中世末期の王権像の再考にも繋がる。ルイ 11 世治世の王権の力について、アラン・デュミュリュジェ Alain Demurger は、その影響力と完成度に疑問を投げかけ未完成を強調する。⁽²¹⁾ さらに、ジャック・クリネン Jacques Krynen も公益同盟戦争では、諸侯たちに加担する貴族や市民が多くいたことを改めて確認し、公益の名前にはある程度の実質が伴っていたとすることで、絶対王政に至る過程の困難さを提示し、その過程の再検討を促している。⁽²²⁾ ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世との関係を捉え直すことで、新たに得られる諸侯像は、まさに当時の王権のあり方と、次なる体制を作り上げる困難さを推し量る一つの指標となるであろう。

(19) 佐藤賢一「十五世紀後半のフランスにおける勅令隊——「軍事社会」論をめぐる——」『歴史』第 79 号、1992 年、19 頁。

(20) 拙稿「プラグリーの乱——ブルボン公シャルル 1 世の視点——」『史泉』第 109 号、2009 年、1-19 頁。

(21) Alain Demurger, *Temps de crises, temps d'espoirs XIV-XV siècle*, Paris, 1990, pp. 189-190.

(22) Jacques Krynen, *La rébellion du Bien Public (1465)*, dans Marie Theres Fögen (éd.), *Ordnung und Aufruhr im Mittelalter : Historische und juristische Studien zur Rebellion*, Frankfurt, 1995, pp. 81-97.

3 勅令隊隊長と 100 ランス

ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世との交渉で導きだされた合意点は、具体的に何であったのだろうか。まずはこの部分をはっきりさせておこう。年代記作者の記述や証書をまとめてみると、10 月 2 日の交渉でルイ 11 世はブルボン公に対して、勅令隊隊長 capitaine de l'ordonnance に任せられる 100 ランスの軍隊保持の承認、ギューエンヌ総督府 gouvernement de Guyenne の譲渡、そして年金 pension と賠償金の支払いを行っている。⁽²³⁾ さらに交渉は続き、次に決められたのが、ブルボン公の所領であるフォレ伯領、ボジョレー、ロアネ、マルヴァル男爵領内の住民が、直接高等法院 parlement に訴えることができる特権の付与であった。⁽²⁴⁾ そして最後に、10 月 19 日ルイ 11 世はブルボン公を、ロワール川以降のオルレアン公領、ベリー公領、リヨン、ヴレ、ヴィヴァレ、ジェヴォーダン、アルビジョワの各バイイ管区、ルエルグ、ケルシー、リムーザン、ペリゴールの各セネシャル管区、としてサン＝ピエール＝ル＝ムティエ、モンフェラン、山岳オーヴェルニュの各バイイ管区の国王総代行官 lieutenant général du roi に任命する。⁽²⁵⁾ 以上が二人の間で導きだされた合意点である。

問題はこの中に、ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世との、どのような意図が含まれていたのかである。まずは一回目の交渉で得られた四つの合意点の中で、特に重要な、勅令隊隊長と 100 ランスの部隊に焦点をあててみよう。端的に言って、上記の二つは、元々ブルボン公ジャン 2 世が保持していた役職と軍隊であった。公は交渉を通じて、一旦失っていたかつての役割を取り戻すことになる。なぜ、100 ランスを保持する権利が再度ブルボン公に付与されることになったのであろうか。

勅令隊隊長の職と 100 ランスの部隊は、1456 年ブルボン公ジャン 2 世が公位を継承したときに、父公シャルル 1 世（公位 1434-1456 年）から受け継いだものであった。⁽²⁶⁾ 勅令隊 compagnies d'ordonnance が創設されたのは、1445 年のことである。隊長には国王からの給与支払いのもと、常に軍隊を戦える状態に保っておくことが義務づけられる。王国常備軍の先駆けがこの部隊であった。勅令隊の創設とともに、当時のブルボン公シャルル 1 世は、勅令隊隊長に就任することになり、100 ランスの部隊が任された。1 ランスは二人の騎士と二人の弓兵、そして二人の従僕の合計 6 人で構成される。それゆえ、ブルボン公は常に合計 600 人の兵隊を保持していたことになる。⁽²⁷⁾ 勅令隊の中では最大の部隊である。

ブルボン公シャルル 1 世が、こうした王国軍事の要職を手に入れるまでには、長年にわたるシャルル 7 世と公との駆け引きがあった。この点に関しては別稿で論じているのだが、⁽²⁸⁾ 本稿

(23) *Chronique du Mont-Saint-Michel, 1343-1468*, S. Luce (éd.), t. I, Paris, 1879, p. 76.

(24) M. Huillard-Breholles, *Titres de l'ancienne maison ducale de Bourbon*, Paris, 1867-1874, n° 6294.

(25) *Ibid.*, n° 6293.

(26) P. Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen-Âge*, p. 406.

(27) Thomas Basin, *Histoire de Charles VII*, Ch. Samaran (éd.), Paris, 1964, t. II, pp. 17-19.

(28) 拙稿「プラグリーの乱」、1-19 頁。

においても重要なので、要点をかいつまんで説明しておこう。

ブルボン公シャルル 1 世が、勅令隊隊長の役職を獲得する道のりは、1436 年頃から始まる。当時の国王シャルル 7 世は、この頃から宮廷で権勢をふるいつつあった、ヨランド・ダラゴンとアンジュー公ルイ 2 世（公位 1384-1417 年）の末子シャルル・ダンジューに寵愛を注ぐようになる。すると、アンジュー家にまつわる者たち、いわゆるアンジュー派が、国政を担う国王顧問会議 conseil du roi に大勢を占めるようになる。⁽²⁹⁾顧問官への就任は、主に国王や諸侯たちのクリアンテルにもとづくことから、アンジュー派に属する者たちは、このクリアンテルを生かして、顧問会議に多く入り込むのである。

逆に勢力を増すアンジュー派に押され、顧問会議から徐々に排除されていったのが、ブルボン公シャルル 1 世とその家臣たちで構成されるブルボン派であった。ブルボン公もこれまでである程度の数の家臣を、クリアンテルを通じて国王顧問会議に送っていた。しかし、アンジュー派の台頭にともない、徐々に締め出されていく。そしていよいよブルボン公は失った宮廷での立場を取り返すため、1440 年にプラグリーの乱と呼ばれる反乱を起こす。ブルボン公の軍隊は国王軍とブルボネ地方で戦闘を繰り返すのだが、敗戦を重ね、反乱は一旦鎮圧されることになる。しかし、その後もブルボン公は、他の諸侯らの協力を取り付けるなどして、シャルル 7 世に対し抵抗を続ける。結果 1445 年に、一つの妥協点が見出されることになる。それが勅令隊隊長の職であった。ブルボン公シャルル 1 世の勅令隊隊長への就任とともに、ブルボン派のものたちは、勅令隊隊長代理 lieutenant du capitane や分遣隊隊長 chef d'un petit détachement の職に就くことになる。こうして顧問会議におけるアンジュー派勢力の拡大を認める代わりに、ブルボン公は王国軍事の部門で、自身の派閥の居場所を確保するのである。⁽³⁰⁾

以上が別稿で論じたブルボン公シャルル 1 世が勅令隊隊長に就任するまでの概略である。その後、ブルボン派の者たちは 1449 年から再開する対イングランド戦で活躍することになる。まず、最も大きな功績を残したのがクレルモン伯ジャンであった。後のブルボン公ジャン 2 世である。彼は勅令隊の隊長であるが、国王の傍にいようとする父公シャルル 1 世に代わり、軍隊を率いて戦闘に参加することになる。⁽³¹⁾クレルモン伯は、まずノルマンディ地方に展開していたデュノワ伯の軍に合流し、彼とともに北フランスの解放に尽力する。ノルマンディ戦の趨勢を決める大きな戦闘となったフォルミニィの戦いでは、リッシュモン大元帥の軍隊と共に作戦を展開してフランス軍の勝利を導く。これを転機にフランス国王は、念願であったノルマンディ地方を取り戻すことに成功するのである。

ノルマンディ地方でのクレルモン伯ジャンの活躍は、国王シャルル 7 世の目に止まる。すると、北フランスでの戦闘終了後、1451 年にクレルモン伯は国王からギューイエンヌ地方の国王総代行官に任命されることになる。この役職は、委任地における王権の代行が任務であり、国

(29) Pierre-Roger Gausson, «Les conseillers de Charles VII (1418-1461)», *Francia*, N°10, 1982, p. 110.

(30) 拙稿「プラグリーの乱」、13-14 頁。

(31) *Les Chroniques du roi Charles VII par Gilles le Bouvier dit le héraut Berry*, H. Courteault, L. Celier et M.-H. Jullien-de-Pommerol (éds.), Paris, 1979, pp. 304-355.

王が持つ大権が任命者に付与される。しかし、この時点でクレルモン伯に課せられた役割は明確であった。すなわち、ギュイエンヌ地方に展開するイングランド軍を駆逐して、同地方をフランス国王のもとに奪い返すことである。就任後、南西フランスに向かったクレルモン伯は、ギュイエンヌ地方における各地の戦闘に参加し、最終的にはボルドーの奪還を成し遂げ、イングランド軍を同地方から追放するのに大きく貢献する⁽³²⁾。このように、クレルモン伯ジャンは父公シャルルに代わって各地の戦闘に参加し、多くの功績を残した。そして1456年、父公シャルル1世の死去に伴い、正式に勅令隊隊長の職と100ランスの部隊を継承することになる。

ここで、他のブルボン派の者たちの動向も見てみよう。まず1445年に勅令隊隊長代理に就任していたジャック・ド・シャバンヌは、クレルモン伯と共にノルマンディ戦とギュイエンヌ戦に参加し、その過程で勅令隊の隊長に昇進している。1453年に彼は死去するのだが、隊長の役職は弟のアントワヌ・ド・シャバンヌに引き継がれることになる⁽³³⁾。また、分遣隊隊長であったブラン・ルーとジャン・ダブシエも、クレルモン伯に付いて遠征に参加し、後に勅令隊隊長に昇進する⁽³⁴⁾。

以上のように、ブルボン派のものたちは、戦場で活躍することで新たな役職を得たり、上級の役職を手にしていく。さらに、勅令隊隊長の役職が、同じ家系で引き継がれる傾向も見取れる。ブルボン派の勢力は確実に王国軍事の分野に根付きつつあり、王国軍を支える一つの重要な基盤となりつつあった⁽³⁵⁾。

しかし、ルイ11世の即位とともに、状況が変化し始める。1461年ルイ11世は王位を継承した後すぐに、大半の勅令隊隊長職を入れ替える。フィリップ・コンタミンヌ Philippe Contamine の試算では、その割合は75%にも及ぶ。ルイ11世の解任リストの中には、ブルボン公ジャン2世とアントワヌ・ド・シャバンヌの名前が含まれていた⁽³⁶⁾。

なぜこのような措置がなされたのか。理由に関しては、ルイ11世の個人的な恨みがしばしば取り上げられる。父王シャルル7世とルイ11世とは仲が悪かった。1440年まだ王太子であったルイは、ブルボン公たちに担がれ、プラグリーの乱に参加し、父王に反抗している。そしてこれが原因で王太子ルイは、宮廷を離れドーフィネ地方へと向かうことになる。さらに、王太子ルイの身勝手な行動が、父王との関係の完全な決裂を生み出す。王太子ルイは父王に相談することなく、サヴォワ公ルイ2世（公位1439-1465年）の娘シャルロットと結婚してしまう。こうした身勝手な行動にシャルル7世は激怒し、ドーフィネ地方へと侵攻し、彼の財産を実力行使で没収する。その後、王太子はブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンのもとに避難することになる。こうした捻れた親子関係がルイ11世の行動を規定し、前王治世の者たちを宮廷か

(32) *Les Chroniques du roi Charles VII par Gilles le Bouvier*, pp. 360-387; H. Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon*, pp. 35-52.

(33) P. Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen-Âge*, p. 404.

(34) *Ibid.*, p. 598.

(35) 佐藤賢一「十五世紀後半のフランスにおける勅令隊」、8-10頁。

(36) P. Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen-Âge*, p. 406.

ら排除する決定に繋がったとされるわけである。そしてブルボン公もこの恨みの対象であった。⁽³⁷⁾ なぜなら公は、ドーフィネにある王太子の財産没収を指揮していたからである。

だが、ルイ 11 世はただ感情によってのみ動いていたわけではないことが、他の分野の人事から見て取れる。新国王は勅令隊隊長の職を大幅に入れ替えるのだが、一方で、必要最低限の人員交替にとどまり、職務の継続が命じられた分野もあった。専門性の高い会計検査院と高等法院の役人である。⁽³⁸⁾ さらにもう一つ、ルイ 11 世は宮廷から排除したものを完全に追放するわけではなく、必要であれば、迎え入れる柔軟性も持っていた。例えばシャルル 7 世治世から行政の専門家で、外交の経験もあるジョルジュ・アパール、財政の専門家ピエール・ドリオル、財政と軍事の専門家ジャン・ブローなどは、顧問官として、同様の役割をこなすことが求められている。⁽³⁹⁾ 人事全体を見渡してみると、ルイ 11 世は必ずしも感情的には行動していないことがわかる。抜本的に入れ替える部分と、継続させる部分、つまりは人事異動の必要な部分と必要でない部分とを見極めて、ルイ 11 世は人員を配備していく。因習にとらわれることなく、状況を判断して、最も適した人材を適した場所に配置していこうとしていたとも考えられるであろう。

以上の傾向からみえてくる、ルイ 11 世が行った人事の特徴からすると、ブルボン公ジャン 2 世の能力は、王国運営の中で必要ないとみなされたと考えられるであろう。勅令隊の隊長職をも解任していることから、これまで活躍してきた軍事の側面でも、ルイ 11 世はブルボン公の力を必要ないと判断するのである。

しかし、公益同盟戦争においてルイ 11 世は、諸侯軍との戦闘を経験することで判断を覆し、必要とすることなく追い出していた部隊を再び頼ることになる。ブルボン公の部隊もそうであるが、ルイ 11 世による勅令隊隊長職の入れ替えとともに、職を追われた隊長や兵士たちは、結局諸侯のもとへと流れ、公益同盟戦争の際には国王に対抗する勢力へと転身していたのである。⁽⁴⁰⁾ 元勅令隊所属の部隊を得ることで、反乱軍は国王軍を圧倒する程の兵力を手に入れていた。一方、兵力の足りない国王軍は、結局不足分をミラノやサヴォワからの援軍でまかなわなければならなかった。⁽⁴¹⁾ それでも結局、国王軍は最後まで反乱軍を制することができなかったのである。こうした経験のもと、交渉のテーブルについたルイ 11 世は、ブルボン公の部隊が対抗分子となることを抑えるために、ブルボン公に必要な地位を与え、再び公の部隊を国王軍に取り込むのである。一方、ブルボン公はかつての役職とともに、公にとって、また彼の家臣にとっても必要不可欠なものを取り返すことに成功した。ブルボン公は軍事力を王国軍として使う。ルイ 11 世は軍事の分野をブルボン公に任せる。こうして王国軍事の分野をめぐって両者の間

(37) J. Favier, *Louis XI*, pp. 166-169.

(38) Philippe Contamine, *Des pouvoirs en France 1300-1500*, Paris, 1992, pp. 131-146.

(39) P.-R. Gaussin, «Les conseillers de Louis XI (1461-1483)», p. 118.

(40) P. Contamine, *Guerre, État et société à la fin du Moyen-Âge*, pp. 406-407. 佐藤賢一「十五世紀後半のフランスにおける勅令隊」、18 頁。

(41) H. Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon*, pp. 114-124; J. Favier, *Louis XI*, pp. 465-472.

に一つの相補関係が築かれた。

4 地方の特権と国王総代行官

次に、二回目以降の交渉で決められた合意点に対する両者の意図について見てみよう。まずルイ 11 世はブルボン公に、フォレ伯領、ボジョレー、ロアネ、マルヴァル男爵領の臣民が、⁽⁴²⁾ 高等法院に直接訴えることができる特権を付与した。特定地域を高等法院の直轄とする特権は、指定の場所が周辺のバイイ・セネシャル管区の裁判権から外れることを意味する。つまり、特権を得た住民は、所属する地方の司法体系に従いつつ、手続きを進めて高等法院へ上訴することになる。ルイ 11 世から特権が認められた地域は、ブルボン公の支配圏内であることから、案件はまず、ブルボン公の裁判体系の中で扱われることになる。

すでにこの特権を享受していたのがブルボン公領なのだが、14 世紀の半ば、ムーランに上訴法廷である全国法廷が設置されて以降、ブルボン公領内で起こる問題のほぼ全てがここで処理され、高等法院にまで案件が上ることは少なかった。⁽⁴³⁾ すなわち、先の特権付与によって、高等法院の扱う案件は減り、全国法廷が扱う案件が増えることになる。

その後、ルイ 11 世はブルボン公を国王総代行官に任命する。既に少し述べたが、国王総代行官の任務は、委任地における王権の代行である。しかし、具体的にどれほどの権限が与えられ、どの程度の権利を国王に代わって行使することができたのであろうか。『古ブルボン公家証書集』にまとめられているブルボン公ジャン 2 世の任命書には、残念ながら付与される権利の内容については書かれていない。そこで参考までに、1380 年ベリー公に出された国王総代行官の任命書を見てみよう。この中には国王総代行官が持つ権利の詳細が記されている。以下の 12 項目である。⁽⁴⁴⁾ 1. 王国役人の任免、2. 国王文書の授与・確認・更新、3. 科刑と減刑、4. 臣民の身分確定、5. 特権授与、6. 国王軍の召集、7. 身分制議会の召集、8. 王税の賦課と分配、9. 反王権勢力との交渉と和平締結、10. 教会の保護、11. 国王の統治行為全般、12. 国王収入の移転。国王総代行官が委任官であることと、さらには年代が異なるため、一概に上記の権利すべてが、ブルボン公ジャン 2 世に託されたかはわからないが、おおよそこれらの権利を国王総代行官は行使できる可能性を持っていた。

国王総代行官として、ブルボン公ジャン 2 世に任された範囲は非常に大きかった。管轄地は公自身の所領を取り巻く形で展開している。まずロワール川以降のオルレアン公領、ベリー公領はブルボン公領の北側に位置し、リヨン、ヴレ、ヴィヴァレ、ジェヴォーダン、アルビジョ

(42) 佐藤猛「14・15 世紀フランスの諸侯領における上訴法廷の創設」『西洋史論集＜北海道大学＞』第 4 号、2001 年、46-50 頁。

(43) A. Leguai, «Un aspect de la formation des États princiers», pp. 49-72.

(44) *Ordonnances des rois de France de la troisième race*, D.-F. Secousse et al. (éds.), t. VI, 1741, pp. 529-532. ベリー公の任命書については、佐藤猛氏が詳細な研究を行っており、12 項目の分類は佐藤氏の論文に従った。佐藤猛「14・15 世紀フランスにおける国王代行官と諸侯権——1380 年ベリー公ジャンの親任を中心に——」『西洋史学』第 217 号、2005 年、1-21 頁。

ワの各バイイ管区は南東、ルエルグ、ケルシー、リムーザン、ペリゴールのセネシャル管区は南西、サン＝ピエール＝ル＝ムティエ・バイイは北側にそれぞれ位置する。モンフェラン、山岳オーヴェルニュの各バイイは、ブルボン公の支配圏内にある。全地域を合わせると、アルマニャック伯の所領を除いた、中央フランスから南フランス一帯となる。

以上、二つの合意点によって、ルイ 11 世は大権とともに上記で示された地域の管理と運営を、一括してブルボン公に任せ、地方における自身の業務を軽減した。逆にブルボン公の側からすれば、果たすべき役割が増える一方で、広大な範囲の地域でより自由に振舞うことができるようになる。では、なぜこのような合意点が両者の間で導き出されたのであろうか。

興味深いのは、ブルボン公が任された範囲がルイ 11 世の即位以来、訪れたことのない地域に合致する点である。1461 年 7 月にフランス国王となってから、1465 年 3 月に公益同盟戦争が始まるまでのルイ 11 世の足跡を記したのが地図 1 である。頻繁に移動を繰り返す中で、国王はおよそ 4 年間、中央フランスから南フランスにかけての地域に、一度も足を踏み入れたことがないことが、この地図からわかるであろう。

治世初期において、ルイ 11 世が主に行っていたことは、周辺諸勢力との関係の整理であった。即位後すぐ、ルイ 11 世はブルターニュ公フランソワ 2 世と、ナント司教の臣従をめぐる問題で対立するようになる。⁽⁴⁵⁾ 一方、南では、アラゴン国王フアン 2 世（王位 1435-1469 年）から、カタルーニャ地方で起こった反乱を制圧するため、援助の要請があった。⁽⁴⁶⁾ 北ではブルゴーニュ公フィリップ・ル・ボンと、ソンム諸都市の所有に関する問題が起きる。⁽⁴⁷⁾ 北から南、あるいは南から北へと頻繁に移動を繰り返す中で、ルイ 11 世は軍事遠征を行ったり、あるいは会談を行ったりと、各地で様々な対応を強いられていたのである。一方、中央から南フランスにかけての地域では、ルイ 11 世が直接対応に向かわなければいけないような大きな問題が起らなかったであろう。逆にいえば安定していた地域であったといえるかもしれない。いずれにせよ、ルイ 11 世の大きな関心はこれ以外の地域にあった。

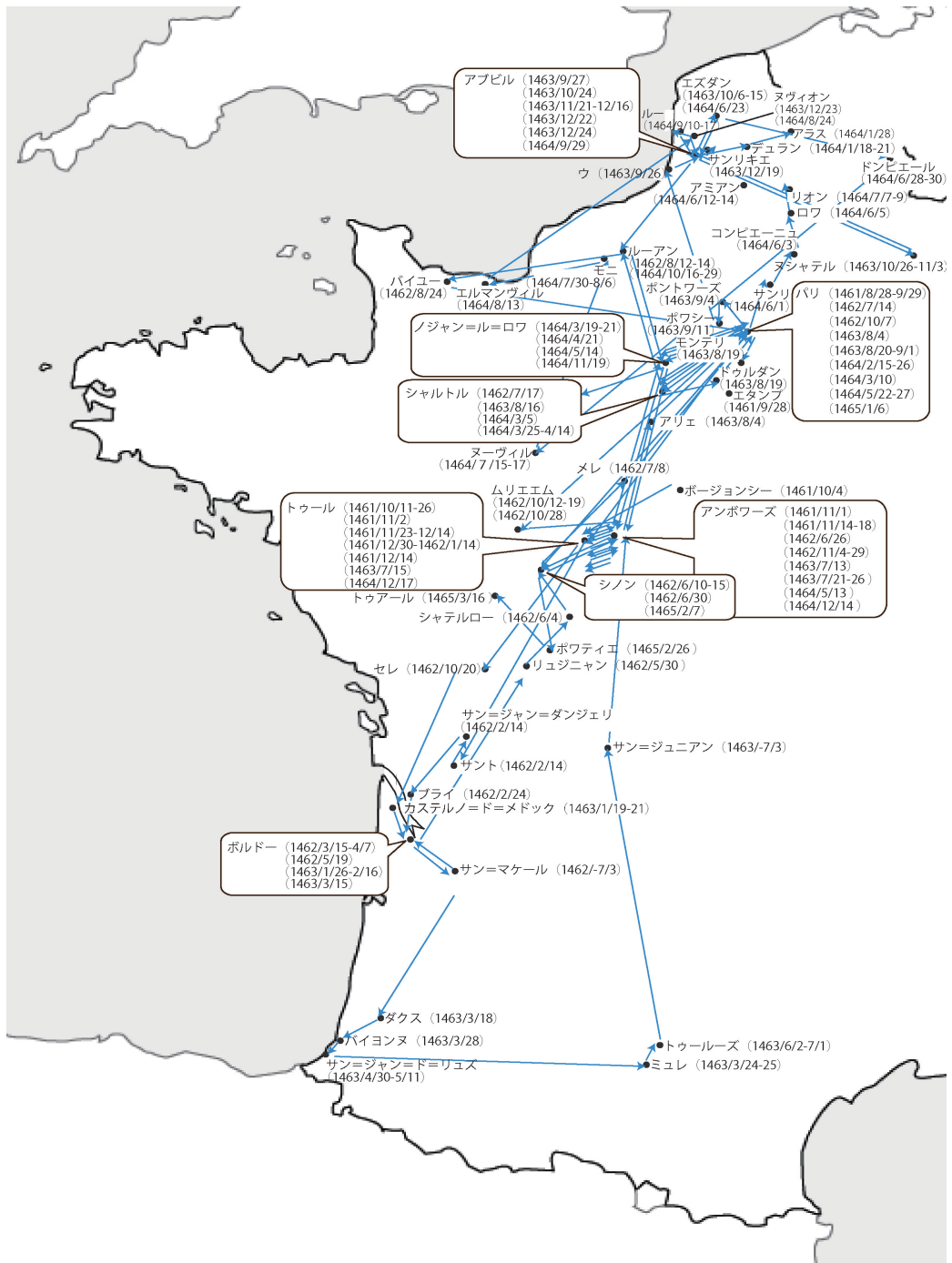
しかし、ルイ 11 世がこの地域の問題に顔を出す場面がある。一つはブルボン公ジャン 2 世とサヴォワ公ルイ 2 世との対立に際してである。ブルボン公は、ボジョレー男爵領内ドンブ地方にあるいくつかの土地をサヴォワ公へのオマージュとともに保持していた。また公は、サヴォワ公の所領であるブレス地方のいくつかの土地を、買収していた。こうして両者の支配圏は複雑に絡み合うようになり、境界線にあるブレス、ドンブ地方の権利をめぐる⁽⁴⁸⁾、両者は対立を繰り返し、時には軍隊を導入する事態に発展することもあった。こうした収拾の付かない状況で、しばしば仲裁に入るのがフランス国王であった。1458 年ドンブ地方とブレス地方にお

(45) T. Basin, *Histoire de Louis XI*, t. I, p. 75.

(46) *Ibid.*, pp. 89-101.

(47) T. Basin, *Histoire de Louis XI*, t. I, pp. 131-133; J. Favier, *Louis XI*, pp. 439-441.

(48) M. Huillard-Bréholles, *Titres de l'ancienne maison ducale de Bourbon*, n°4788, n°4790, n°4791. 経緯については Olivier Troubat, *La guerre de cent ans et le prince chevalier le Bon Duc Louis II de Bourbon 1337-1410*, Montluçon, 2003, t. I, pp. 521-529 が詳しい。



地図 ルイ 11 世の足跡 (1461 年 7 月 -1465 年 3 月)

Ordonnances des roys de France de la troisième race, D.-F. Secousse et al. (éds.), t. XV, Paris, 1811, pp. 1-629; *Ordonnances des roys de France de la troisième race*, D.-F. Secousse et al. (éds.), t. XVI, Paris, 1814, pp. 1-328; *Lettres de Louis XI*, J. Vaesen et E. Charavay (éds.), t. II, Paris, 1885, pp. 1-240 より著者作成。

いて、物資の通行許可をめぐる争いが起こり、サヴォワ公ルイ2世はブルボン公の所領に軍事侵攻を仕掛ける準備をする。対するブルボン公ジャン2世はシャルル7世に助けを求めた。⁽⁴⁹⁾ 国王は仲裁に入り、休戦協定の締結を導くのである。

1458年の紛争に際して決められた休戦期間は、1462年10月に期限をむかえようとしていた。ブルボン公ジャン2世は再びフランス国王に頼る。ルイ11世は、この問題に対するブルボン公支持の姿勢を示すとともに、委任官を派遣し情報収集と再調査を行って、両者のわだかまりに最終的な決着をつける作業に乗り出す意思を示すのである。⁽⁵⁰⁾ しかし、1464年に今度は境界線に属する土地の防備の強化をめぐる、ブルボン公とサヴォワ公とが、再度武器を構える。ブルボン公は三度フランス国王を頼った。ルイ11世は再び仲裁に入り、新たな委任官を派遣して三度調査に乗り出すのである。⁽⁵¹⁾

ルイ11世が中央フランスの出来事に介入する二つ目の場面は、アルマニャック伯ジャン5世（伯位1450-1473年）とブルボン公とのショードゼギューをめぐる問題の場面である。問題の発端は1444年まで遡る。元来、当該地はアルマニャック伯の所領であったが、実際にショードゼギューの領主は伯にオマージュを行っていなかった。そこで、当時の国王シャルル7世は、所領の管理者であったジャン・ド・サラザールに委譲するとともに、ブルボン公に対してオマージュをするように命じる。結果、ショードゼギューはブルボン公の所領となる。こうした措置に納得がいかないアルマニャック伯は調査員を派遣して審議を求める。一方のブルボン公ジャン2世は、シャルル7世からの譲渡は、正当なものであったと主張する。両者の見解が対立する中で、問題は高等法院に移されることになる。高等法院の判決はアルマニャック伯への所領の返還であった。納得がいかないブルボン公側は、ルイ11世に直接訴えかける。その結果、ルイ11世は高等法院の判決を覆し、再度ブルボン公への所領の返還を命じるのである。⁽⁵²⁾

このようにルイ11世は、仲裁者や裁定者としてこの地域の問題に介入している。それはブルボン公の要請に応じた行動であった。しかし、公益同盟戦争が状況を変化させる。交渉を通じて様々な譲歩を強いられたルイ11世は、まず王太弟シャルルに譲り渡したノルマンディ地方の奪回を進めようとする。そしてブルボン公を国王総代行官に任命した。つまり、北での政策に専心するため、不可欠な業務以外を切り離そうとするのである。中央から南フランスにかけての地域は、幸いにも大きな問題がなく、必要最低限の干渉にとどまっていた。そして、この地方への介入は、しばしばブルボン公の要請によるものであった。そこで、ブルボン公自身に国王総代行官の役職とそれに付随する権利を渡し、一括して中央から南フランスにかけて広がる大きな地域の管理と運営を任せることで、この地域における業務を一時的に切り離すの

(49) Samuel Guichenon, *Histoire de la souveraineté de Dombes (1650)*, C. Gigue (éd.), Lyon, 1874, pp. 297-307.

(50) *Ibid.*, pp. 307-314.

(51) M. Huillard-Bréholles, *Titres de l'ancienne maison ducale de Bourbon*, n°6211, n°6248; S. Guichenon, *Histoire de la souveraineté de Dombes (1650)*, pp. 313-314.

(52) M. Huillard-Bréholles, *Titres de l'ancienne maison ducale de Bourbon*, n°6200, n°6273, n°6276; H. Surirey de Saint-Remy, *Jean II de Bourbon*, pp. 73-74.

である。一方、ブルボン公にとっては、この役職に伴う権利は非常に有意義であったといえる。国王総代行官の権利には裁判権や軍隊の招集権などの権利が含まれているため、サヴォワ公への対応や、アルマニャック伯との裁判を自らの主導のもとで進めることができる。懸案であった二つの問題を優位に進める手段をここで得ることになるのである。

ブルボン公は中央フランスから南フランス一帯にかけて、大権を行使することができる役職を獲得する。一方で、ルイ 11 世はブルボン公に一括して同地方に管理を任せる。地方行政の側面で、両者の間にはもうひとつの相補関係が築かれた。

おわりに

王国軍事と地方行政という二つの側面における相補関係の構築。これこそが、公益同盟戦争後の交渉によって、ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世とが導きだした結論であった。両者は話し合いの中で、互いがおかれていた状況や必要とするものを確認し、検討を重ねた末に二つの合意点を見つけ出したのであった。懐柔策かどうかは結果論でしかなく、二人はこの時点で最も妥当であると考えられる判断を下したのである。

確かにブルボン公は王国軍として働くこと、そして地方で王権の代行を担う役割を受け入れた。公自身もそれを必要としていた。公益同盟戦争を通じて、ブルボン公ジャン 2 世は確実に王権への歩み寄りを見せるのである。だが、それがすぐにルイ 11 世のブルボン公に対する優越に結びつくわけではない。本論での検討でわかるように、両者の関係はあくまで相補関係によって成り立っていた。

互いの要求を満たし合う相補関係は、そのバランスが一つの鍵となる。公益同盟戦争後に、互いに軍を向けることなく、良好な関係を保ち続けていたということは、二人の間にある、需要と供給のバランスが、うまく保たれていたことの証左であろう。従来の考え方では、この点を単純に捉えブルボン公の従属性を強調するのだが、そうではない。ただ軍事力を使う状況になっただけのことである。また、ルイ 11 世治世は王権の成長期にあたり、絶対王政の面影が見え始めるとされるのだが、実際国王は、ブルボン公が秘める脅威を、常に頭の中に入れておかなければならず、ある程度の配慮を常に強いられるのであった。表面には表れないが、ブルボン公の存在自体がまさに王権を規制していたといえるであろう。

ブルボン公ジャン 2 世とルイ 11 世との交渉の姿は、公益同盟戦争後に国王と会談した諸侯たちにも、ある程度投影できるであろう。ただ、各諸侯と国王との合意点は当然多様であり、その後の王権に対する姿勢もそれぞれの諸侯によって異なる。ブルボン公は王国の枠組みから離れ、王権の対抗分子となる姿勢を示すことはなかったが、ブルゴーニュ公シャルル・ル・テメレーは真逆の態度をとる。しかし、どちらもルイ 11 世と対話を重ねることで、自身の立ち位置を見極め、身の振り方を決めたのである。合意点を探る諸侯と国王の姿勢からは、王権に取り込まれる諸侯という単純な構図とは違う、より柔軟な両者の関係性が浮かび上がってくる。

公益同盟戦争が起きた時期、諸侯は未だ王権の前に立ちはだかる大きな障壁であった。それを一つ一つ乗り越えた先に、漸く絶対王政の姿がみえてくる。成長する王権と存続する諸侯との関係は、1523年ブルボン公シャルル3世とフランス国王フランソワ1世との対立によって、再度問い直されることとなる。